Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 206 2019 年 05 月 31 日

アルゼンチン:商標法規則の改正

アルゼンチン商標法規則の改正が 2019 年 04 月 03 日に公告されました。

この改正は 2019 年 06 月 03 日に施行されますが、改正の主な内容は以下の通りです。

1. 使用宣言書

商標登録の所有者は登録日から 5 年目と 6 年目の間に使用宣言書を提出しなければなりません。使用宣言書は使用証拠の提出は不要ですが、2013 年 01 月 12 日以降に登録されたものが対象となります。すでに提出期限が到来している登録に関しては 2020 年 01 月 12 日まで提出の猶予期間が設けられています。

2019 年 06 月 04 日に登録から 5 年が経過した商標に関しては、1 年以内に使用宣言書を提出しなければなりません。上記期間に使用宣言書を提出しなかった場合、年毎の遅延料の納付が必要になります。

2. 更新

商標登録の更新は更新期限の 6ヶ月前(以前は 60 日前)から申請することができ、6ヶ月の猶予期間が設けられました。猶予期間に更新申請する場合は、追加費用の納付が必要です。

2013 年以降に登録された商標の更新には中間の使用宣言書の提出が要件となります。中間の使用宣言書は更新と同時に提出することができますが、更新料、使用宣言書費用並びに遅延料を納付しなければなりません。

使用宣言書を提出しなかった場合、更新申請は受理されません。

Inserted Text is here.

3. 期限延長

オフィシャル・アクションの答弁期限は通知から30日（以前は60日）で、延長が可能です。但し、1回目の延長は10日（暦日）で、2回目の延長は5日（暦日）となります。

備考:

弊社の管理にあるアルゼンチン登録の使用宣言書の提出につきましては、個別にご案内いたします。

（出典:BALDER）

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。